

# 部局長マニフェスト

## 環境農林水産部長マニフェスト(案)

### 私の思い

環境農林水産部長  
柳楽 久



環境農林水産部は、良好で快適な環境を守り育むとともに、安全・安心な食を提供するという役割を担っています。低炭素社会やリサイクル社会の実現といった地球規模の環境問題から、大気や水質、水辺や森林などといった府民の皆さんの身近な生活環境や自然環境の保全、さらには生鮮食料品の安定供給など、非常に多岐にわたる施策を行っています。

この中からとりわけ平成22年度において、重点的に施策を展開する必要があるものとして、2つを重点課題としてマニフェストに掲げ、取り組んでいきます。

1つめは、「低炭素社会を目指したまちづくりの推進」です。日本は、2020年までに温室効果ガスを、1990年比で25%削減するという非常に高い目標を掲げています。環境先進都市を目指す大阪府としても、国の取組みと連動して、府域での25%削減を目指し、低炭素社会の実現を戦略的に進める具体策を構築していきます。

2つめは「みどりの風を感じる大都市・大阪の実現」です。府域の「みどり」については、府民の5割が「少ない」と感じています。そのため、大阪府では、「みどり」に包まれた都市を実現するため、21年12月に「みどりの大阪推進計画」を策定しました。22年度は、計画推進のスタートダッシュを図るために、府民の皆さんや企業、NPO等との連携の輪を広げ、重点的に取り組み、都市魅力の向上を図ります。

環境農林水産部では、この2つの課題のほか、府民の身近な環境の保全やリサイクルの推進、安全・安心な食の提供などの課題についても、部局のマネジメントのもと、全力を尽くして取り組んでいきます。

### 【重点課題】

低炭素社会を目指したまちづくりを推進します。

みどりの風を感じる大都市・大阪の実現を目指します。

# 環境農林水産部の施策概要

良好で快適な環境を守り育むとともに府民に安全・安心な食を提供します。

豊かで快適な  
「都市環境」の  
創出・創造

安全・安心な府民の  
「生活環境」の保全と  
食の提供

## 地球温暖化対策の推進

低炭素社会を目指したまちづくりの推進 【重点課題】  
条例に基づく大規模事業者への排出抑制  
府民への省エネルギー行動促進のための普及啓発

## 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

実感できるリサイクル社会の実現(家電リサイクル大阪方式の推進等)  
産業廃棄物の不法投棄と不適正処理の防止

## 良好な生活環境の保全と創造

大気・水質・土壌汚染対策の着実な推進  
水都大阪にふさわしい川を目指して水質改善  
有害な化学物質の排出削減の推進

## 「森林」の保全活用と都市緑化の推進

府民協働による森づくりや自然環境の保全 } 【重点課題】  
市街地にみどりの拠点や軸を形成

## 「農空間」の保全活用と魅力ある都市農業の推進

大阪農業を支える担い手の育成・確保 } 【重点課題】  
遊休農地の解消と未然防止  
地産地消の推進と大阪産(もん)のブランド化

## 「水辺」の保全活用

漁場づくり、府民と海とのふれあいの場づくり

## 生鮮食料品等の安定供給の推進 と食品産業への総合的支援

卸売市場の指導・監督  
府内食品産業の振興・食品表示の点検・指導

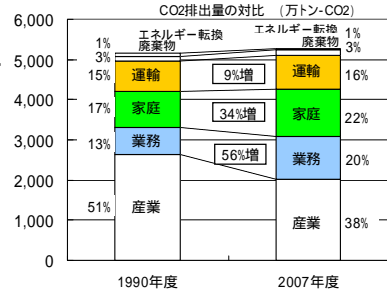
【重点課題】

# 低炭素社会<sup>〔解説1〕</sup>を目指したまちづくりの推進

## 何をを目指すのか、目指すべき方向は？

戦略課題の  
目標

国の取組みと連動し、2020年度までに府域で温室効果ガス<sup>〔解説2〕</sup> 25%削減を目指します。  
特に排出量の増加が著しい業務部門と運輸部門、及び法・条例の対象とならない中小事業者<sup>〔解説3〕</sup>の対策に戦略的・重点的に取り組みます。



## その実現に向けて、今年度何をするのか？

施策推進の  
目標

大阪府域の実情に応じた施策や制度を構築し、効果的な削減対策を実施します。

### オフィスビルや商業施設等の対策推進 (業務部門対策)

オフィスビルや商業施設など、近年排出量が著しく増加している業務部門について、代表的な施設を選定して先進的な省CO<sub>2</sub>技術<sup>〔解説4〕</sup>を集中的に導入し、その効果を実証します。

### 中小事業者の対策推進 (産業・業務部門対策)

産業・業務部門の中小事業者については、府域のCO<sub>2</sub>排出量の1/4を占めています。その省CO<sub>2</sub>対策を推進するため、全国で初めて中小事業者が削減したCO<sub>2</sub>排出量を大規模事業者等に売買することを仲介する制度(大阪版カーボン・オフセット<sup>〔解説5〕</sup>制度)を推進します。

### エコカー<sup>〔解説6〕</sup>の普及促進 (運輸部門対策)

昨年度策定したエコカー普及戦略を着実に進めるため、初期段階に必要なインフラ(充電設備等)の整備を中心に、エコカーの普及等を官民一体で推進するための協働普及体制を構築するとともに、国事業への参画により普及モデルの確立を図るなど、多様なエコカーの普及を加速させます。

## その取組みにより、何をどのような状態にするのか？

アウトプット

### 2020年度の25%削減に向けたシナリオを示します。

先進的技術を導入した実証事業の成果を活用し、業務部門の各CO<sub>2</sub>削減対策を効果的に組み合わせ、それらを府全域に普及する方策を確立し、2020年度に25%削減に向けたシナリオを示します。

### 大阪版カーボンオフセット制度に30事業所(初年度目標)の参加を目指します。

事業活動におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減に有効な大阪版カーボン・オフセット制度の普及を促進します。また、中小事業者が参加できるCO<sub>2</sub>排出量の取引制度の創設を国へ働きかけます。

### エコカー「24万台」の普及、200V充電設備「400基」の整備を目指します。

エコカー：2008年度末現在 約7万台  
2015年度中間目標 69万台  
2020年度目標 180万台 府内自動車2台に1台をエコカーに！  
200V充電設備：2012年度目標 1,300基

アウトカム

以下のエコカー以外の指標については、適切な把握手法等を検討の上、今後設定します。

エコカーを府民に身近なものとするため、「エコカーを所有又は乗ったことがある」府民の割合を向上します。

2010年度末目標 35% (現状30.9%) (3年間(2012年度まで)で50%を目指します。)

【重点課題】

# みどりの風を感じる大都市・大阪の実現

## 何をを目指すのか、目指すべき方向は？

戦略課題の  
目標

みどりの風を感じる快適なまちづくりを目指し、府民をはじめ、企業、NPO、市町村と連携して、庁内各部局とともに目標実現に取り組みます。

- ・周辺山系の豊かな自然環境の保全・再生を図ります。
- ・実り豊かな農空間<sup>〔解説8〕</sup>の保全・活用を図ります。
- ・府民実感を高める、市街地におけるみどりの拠点・軸をつくります。

【府域の緑地面積<sup>〔解説9〕</sup>を4割以上確保、市街地の緑被率<sup>〔解説10〕</sup>20%を目標(H37年度)】

## その実現に向けて、今年度何をするのか？

施策推進の  
目標

みどりの大阪推進計画(平成21年12月策定)の具体化に向け各エリアにおいて重点的に取り組みます。

### 周辺山系の豊かな自然環境の保全・再生

- ・森林保全のための新たなシステムを検討します。
- ・豊かな自然環境を保全する区域の指定を推進します。

### 多様な担い手を育成・確保し、府民に身近な農空間を保全活用

- ・地域の実情に応じて、遊休農地の解消を図るとともに、継続的な営農を進めるための多様な担い手の育成・確保を図ります。

### みどりの風を感じるネットワークの形成や街中に多様なみどりを創出

- ・市街地のみどりを増やす新たな制度を創設します。
- ・市街地の民有地などにおいて、みどりを実感できる見えるみどり、目立つみどりを創出します。

(都市整備部と連携)

### 府民協働によるみどりの づくり活動の推進

- ・府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します。

## その取組みにより、何をどのような状態にするのか？

アウトプット

### 地域ぐるみでの森づくりや自然公園区域の指定を進めます。

- ・「みんなで育む豊かな森プロジェクト」<sup>〔解説11〕</sup>(森林所有者・地域住民・企業・NPO団体による連携活動)の展開により、森林所有者と地域ぐるみで森づくりを進めます。
- 【森づくり活動にかかわった人数 現状:90,000人 H22:100,000人】
- ・周辺山系の豊かな自然環境を保全するため、新たに自然公園区域の指定を進めます。
- 【指定面積:約900ha・指定区域:阪南市・岬町 現状:19,100ha H23:約20,000ha】

### 遊休農地の解消や大阪農業を支える担い手の育成を図ります。

- ・公的機関等の仲介による農地の貸借等で遊休農地の解消を図ります。
- 【遊休農地50haを解消 現状:73.9ha H22:123.9ha H29までに500ha解消】
- ・小規模な農業者の生産拡大を図り、地産地消を推進します。
- 【大阪版認定農業者<sup>〔解説12〕</sup>数 400件 現状:1,500件 H22:1,900件 H24までに2,800件】
- 【大阪版就農促進システム<sup>〔解説13〕</sup>の構築(非農業者や企業などからの新規参入の確保)】
- ・ため池や水路の清掃や小学生等による農業体験など農空間保全活動に取り組みます。
- 【農空間の再生活動にかかわった人数 現状:34,000人 H22:37,000人 H23:40,000人】

### 「みどりの風促進区域」<sup>〔解説14〕</sup>の創設や街中にみどりの拠点を創造します。

- ・道路等を軸線とし、その沿線の民間緑化を誘導する「みどりの風促進区域」制度の創設
- ・企業等と連携し、オープンスペースにおけるシンボル樹木の植栽や、大規模商業施設・往來の多い民間施設の緑化に助成します。【企業との連携件数:15件】
- ・地域住民や学校関係者が取り組む、校庭の芝生化を実施します。
- 【芝生化を50校で実施 現状:59校 H22:109校】

みどりを通じた地域力再生

アウトカム

### 大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を向上します。

【現状】約50% 【H24】約55% 【H37】約80%

### 最近みどりに触れた府民の割合を向上します。

【現状】約40% 【H24】約45% 【H37】約80%

# 資料編

## 解説1

### 【低炭素社会】

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。石油等の化石燃料の使用を削減することや太陽光発電などの再生可能エネルギーへの転換のほか、エネルギー使用の少ないライフスタイルへの転換などにより実現。

## 解説2

### 【温室効果ガス】

地球温暖化の原因となる太陽からの熱を地球に封じ込める働きがある気体。代表的なものとして、二酸化炭素があり、その他に、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄などがある。

## 解説3

### 【法・条例の対象とならない中小事業者】

省エネルギー法や大阪府温暖化防止条例により、エネルギーやCO<sub>2</sub>排出量の削減義務が課されていない中小規模の事業者。

## 解説4

### 【省CO2技術】

太陽光発電設備、LED照明のほか、高効率のボイラーや空調設備など、消費するエネルギーが少なく、CO<sub>2</sub>排出量の少ない技術をいう。

## 解説5

### 【カーボン・オフセット】

自分が排出した温室効果ガスを埋め合わせ(オフセット)すること。例えば、イベントを開催するとCO<sub>2</sub>が排出されるが、風力発電や植林などのCO<sub>2</sub>削減・吸収のための活動に投資することで自らの排出量に相当する量を帳消しにすること。

## 解説6

### 【エコカー】

電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車など、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ないだけでなく、燃費がよく温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の排出が少ない車。または走行時に排ガスが全く出ない車。

## 解説7

### 【みどり】

周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなどを指す。

## 解説8

### 【農空間】

農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池などの農業用施設等が一体となったところ。農産物の生産だけでなく、洪水などの災害を抑制する防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成、教育・福祉など、様々な公益的役割を果たしている。

(参考URL)大阪府～大阪の彩りを創ろう <http://www.pref.osaka.jp/nosei/makes/index.html>

# 資料編

## 解説 9

### 【緑地面積】

国・府・市町村が土地を所有(借地等を含む)している都市公園などの施設緑地と、法や条例等により国・府・市町村が土地利用を規制・誘導して確保する自然公園などの地域制緑地を合わせた面積。

## 解説 10

### 【緑被率】

樹林・樹木及び芝生等の草地で覆われた面積の土地の割合。  
(樹林・樹木の樹冠投影面積 + 草地面積) ÷ 土地の面積

## 解説 11

### 【みんなで育む豊かな森プロジェクト】

森林の持つ公益的機能の維持増進のため、森林所有者や地域住民、企業、NPO等多様な主体の連携・協働により面的な森林再生を進めるシステムの構築に向けて実践的な森づくりに取り組むもの。

## 解説 12

### 【大阪版認定農業者】

大阪府の農家は1戸あたりの経営耕地面積が0.35haと全国最小である。こうした小規模であるが、地産地消に貢献するとして、都市農業・農空間条例により認定された農業者等。共同で実施する機械導入や施設整備に対する助成、普及指導員による指導等、経営改善計画の目標達成に向けた支援を受けることができる。

## 解説 13

### 【大阪版就農促進システム】

大阪府内での就農に関する情報を、関係機関が連携する事で総合的に集約・発信し、新規参入者が円滑に就農できるようにする取組み・仕組み。

## 解説 14

### 【みどりの風促進区域制度】

「みどりの風促進区域」制度は、主要道路や河川を軸に、実感できる緑を増やすため、沿線の民有地を含めた区域を定め、公民の緑化を進めようとする制度で、今後、具体化をめざす。